

北海道置戸高等学校 いじめ防止基本方針

平成26年 3月19日策定
平成26年 4月 1日実施
平成29年12月14日一部改訂
令和3年4月 1日一部改訂

北海道置戸高等学校（以下、「本校」）は「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめ防止、早期発見・解決等に関する基本的な考え方や具体的な対応について、以下のとおり定める。

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条により、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの具体的な態様には次のようなものがある。

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定
(最終改定 平成29年3月14日)

2 基本理念

本校では、接触の有無にかかわらず、「いじめ」を絶対に許さない。生徒が、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように関係者と連携を図り、学校全体で「いじめ」の防止・早期発見に取り組む。また、生徒が「いじめ」を受けている場合には適切かつ迅速に対応する。

すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育を充実させ「いじめ」防止を生徒や保護者等へ啓発する。

3 活動組織

(1) いじめ防止委員会

本校では 以下の人員で「いじめ防止委員会」を組織し、いじめ防止啓発に向けた校内研修の企画や早期発見のためのアンケート調査等に取り組み、生活指導部と連携していじめに対応する。いじめ防止委員会は、校長の指示で教頭が招集する。

教頭・生徒指導部長・養護教諭・各学年主任

※ 寮生の場合、寮担当教諭も加わる。

※ 必要に応じて、部活動顧問や、外部委員としてスクールカウンセラーや警察等の関係機関の専門家に参加を要請する。

(2) 学年部会

教科担当や部活動顧問、寮担当教諭と連携し、いじめと受け取られる情報がある場合には、速やかに生徒指導部長と教頭へ報告する。

(3) 生徒指導部会

いじめと受け取られる情報がある場合には、速やかに教頭へ報告する。学年と連携し、生徒指導部による事情確認や注意、指導等で解決を図る。生徒指導部長は、その状況を随時教頭に報告する。

4 活動内容

(1) 防止

いじめが、「人間として絶対に許されない行為であり、受けた人間の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題であること」を伝える。生徒には、以下の活動を通して、生命の大切さ・お互いの人格を尊重し合える態度を身に付けさせ、「いじめ」防止の啓発をおこなう。

- ア 「人権尊重」の考えは、教科「福祉」の学習内容にも含まれている。「社会福祉基礎」や「介護実習」などの福祉科の教育課程において、その精神を伝える。
- イ 道徳推進教育を中心に様々な学習を通して、より具体的な道徳教育をおこなう。
- ウ 学校行事などの特別活動や部活動などを通して、規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- エ 全校集会や始業式・終業式の講話などは、学校や生徒の状況に応じた、一人ひとりの「心」に訴えるものになるよう努める。
- オ 各種教室や講話などの学校行事は、講師との打ち合わせを密にし、より有意義

なものになるように企画、運営する。

カ ホームルームは、生徒全員が人間関係の醸成の場にすることができるよう、全教員が活動内容の工夫に努める。

キ 特別支援コーディネーターを中心に発達障がいを含み障がいのある生徒や性的指向、性自認に関わる悩みや不安を抱える生徒への支援を行う。

教員は、校内研修会を企画するとともに、積極的に外部研修機関へ参加し、いじめ問題への見識を深める。また、教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように、細心の注意を払う。

(2) 早期発見

各教員が日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が「いじめ」を訴えやすい体制を整える。また、担任・副担任の教員に限らず、全教員で日々の教育活動における生徒の変化に絶えず気を配る。以下の情報をもとに、生徒の課題を早期に発見する。

- ア 各種アンケート調査
- イ 教育相談 進路面談 (寮生面談)
- ウ ネットパトロール
- エ 校内外巡視 バス添乗指導
- オ P T A活動
- カ 警察や町民からの情報
- キ 北見地区生徒指導連絡協議会
- ク 生徒理解ツールの活用
- ケ 相談窓口の周知
- コ スクールカウンセラーとの連携

(3) 早期解決

アンケート等で「いじめ」を発見した場合、いじめを受けた生徒等の安全を確保すると同時に、複数の教員で事実確認をおこなって事実の把握に努める。対策は、学年や生徒指導部、いじめ防止委員会を含む全教員で検討する。早期解決に向けて、以下の活動をおこなう。

- ア 生徒の立場に立った事実確認をする。
- イ いじめを受けている生徒が持つ不安や悩みの解消に努め、自己肯定感を喪失させないように取るべき行動についてともに考え、具体的に指導する。
- ウ いじめをおこなっていた生徒には、いじめを受けていた生徒の傷ついた心を理解させる。また、行為の善悪を理解させて、決して責任転嫁等を許さずに、加害者であることの自覚を持たせた上で反省や謝罪をさせる。いじめに向かった心情が、その後の活動の中で良い方向に向かうよう、成長を確認していく。
- エ いじめを知っていた傍観者の生徒等へも、いじめを受けていた生徒の心を理解させて反省を促し、人間関係の修復に努めさせる。
- オ 校長は必要に応じて、生徒や保護者に、事実に基づいた説明責任を果たす。

(4) 措置

いじめを受けた生徒やその保護者に対しては、いじめをおこなっていた生徒のプライバシー保護に配慮しながら事実関係を説明し、適切な支援をおこなう。一方、いじめをおこなっていた生徒には、生徒指導措置をおこなう。いじめをおこなっていた生徒の保護者に対しては適切な助言をおこなうとともに、保護者と教員が協力して生徒の健全な人格形成に努められるよう、共通理解を持って取り組む。

(5) 重大事態への対応措置

いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、北海道教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒を守ることを最優先として北海道教育委員会や関係機関と連携して適切な対応をおこなう。

「重大事態」を次のとおり定義する。

- 一 いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき。
- ※ 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づき定義。

必要に応じて、以下の対応をおこなう。

- ア 全校集会や全保護者への説明。
- イ 必要に応じた、外部関係者の招聘。
- ウ マスコミへの対応。

5 活動組織・内容の検証と実施計画等の見直し

- (1) 各種アンケートやいじめの認知件数等をもとに、必要に応じていじめ防止委員会を実施し、その結果に基づいて随時実施計画の修正をおこなう。
- (2) いじめ防止委員会での審議をもとに年度末反省をし、次年度の年間計画を策定する。